



北のひろめーる

厚岸警察署 No.12



令和6年2月29日



運転免許証の住所変更について

異動時期が近づいております。

転入、転出により、新住所に引っ越しをした後は、速やかに住所を管轄する警察署で免許証の住所変更を行いましょう。

住所変更を行わなかった場合

- ・ 免許更新の案内のハガキが届かない
 - ・ 免許証が身分証明書としての効力を十分に発揮できない
- など、不利益を被る他、

2万円以下の罰金又は科料

の道路交通法違反の対象となってしまいます。

免許証の住所変更に必要な物

- 運転免許証
 - 新住所を証明する物
住民票、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、車検証、学生証、新住所に届いた本人宛の郵便物、等
- ※証明物として使用できるか判断に迷う場合は、事前に連絡を下さい。

住所変更ができる場所

- 住所地を管轄する警察署又は免許試験場
- 受付時間 平日（祝日を除く）午前9時から午後4時30分まで**